

屋外広告物変更許可申請書		年 月 日
大阪府	土木事務所長 様	申請者 住所 氏名 〔法人等にあつては名称及び代表者の氏名〕 電話
大阪府屋外広告物条例第15条第1項の規定により、次のとおり屋外広告物の表示(設置)の変更の許可を申請します。		

①種類	変更前		②数量 (総数)	変更前	
	変更後			変更後	
③総面積	変更前	m ²	④手数料	※記入不要(大阪府で記入)	
	変更後	m ²		円	
⑤広告表示内容	変更前		照明の有無：有・無		
	変更後		音響の有無：有・無		
⑥主要道路の 名称			線	設置箇所から500m以内の道路又は鉄道の有無	
				有 ・ 無	
⑦用途地域			⑧許可年月日 及び許可番号	年 月 日	大阪府指令 第 号
⑨表示(設置) 場所	変更前		⑩表示(設置) 期間	変更前	年 月 日から 年 月 日まで
	変更後			変更後	年 月 日から 年 月 日まで
⑪工事施行者 (屋外広告業者)	住所		屋外広告業の登録番号：第() 号 登録(更新)年月日： 年 月 日		
	氏名 電話				
⑫表示若しくは 設置する場所 又は物件の所有(管理)者	住所 氏名		電話		
⑬変更理由					

納付書の送付先	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 委任を受けた者	
	住所 氏名(法人等にあつては名称及び代表者の氏名) 電話	

- 注：1 変更がない項目については、「変更前」欄に現状を記載し、「変更後」欄は「変更なし」と記載してください。
- 2 ②、③欄は、その総数で記載し、その内訳を裏面「広告物等の内訳」欄に記載して下さい。内訳は、変更の有無に関わらず全ての物件について記載してください。
- 3 設置場所が大阪府屋外広告物条例施行規則別表第3に掲げる道路又は鉄道(⑥欄において「道路又は鉄道」という。)から500m以内の場合には、⑥欄に該当路線名を記載してください。
- 4 審査終了後、送付する納付書により手数料をお支払いください。
- 5 納付書の送付先は、申請者又は申請者から委任を受けた者です。なお、申請者からの委任状がない場合は、委任を受けた者とは認められません。必ず委任状を添付してください。

広告物等の内訳 ※ 別添可

【変更前】※ 変更の有無にかかわらず許可の対象となる全ての物件について記載してください。

No.	広告物等の種類	数量	表示面の面積						表示内容 形状・材料・構造の概要
			縦 (m)	横 (m)	面積 (m ²)	高さ (m)	面数	合計 面積 (m ²)	
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> その他								
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> その他								
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> その他								
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> その他								
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> その他								
合 計									

【変更後】※ 変更の有無にかかわらず許可の対象となる全ての物件について記載してください。

No.	広告物等の種類	数量	表示面の面積						表示内容 形状・材料・構造の概要
			縦 (m)	横 (m)	面積 (m ²)	高さ (m)	面数	合計 面積 (m ²)	
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> その他								
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> その他								
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> その他								
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> その他								
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> その他								
合 計									

注：「広告物等」とは広告物又は掲出物件をいいます。

【添付資料】

- 現況カラー写真
- 付近見取図
- 配置図
- 表示内容、形状、寸法、色彩等に関する図面
 - 平面図
 - 立面図
 - 意匠図
 - 構造図
 - 配線図
- 申請者が当該申請手続を代理人に委任する場合は、委任状
- 他人が所有する場所等を利用する場合は、その承諾書等
- 土木事務所長が必要と認める書類